

「本人通知制度」をご利用ください!

本人通知制度とは

住民の皆さんのプライバシー侵害を防ぐことを目的として、戸籍謄抄本や住民票の写し等を本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に申し込み登録した人に、証明書を交付した事実を郵便でお知らせする制度です。
※平成25年10月1日から実施しています。

事前登録について

- 登録できる人 稲美町の住民基本台帳・戸籍に記載されている人
- 登録の受付 本人確認書類（運転免許証、パスポート、写真付住基カードなど）をお持ちのうえ住民課住民係で手続きしてください。
※なお、代理人が登録申請する場合は、本人からの委任状が必要です。

【月曜日から金曜日（平日のみ）8：30～17：15】

■登録期間 登録日から3年間
※この制度の利用は希望者に限るため、利用にあたり事前に登録する必要があります。（登録料無料）

通知について

- ◆通知対象となる証明書
 - ①住民票の写し（除票を含む） ②住民票記載事項証明書 ③戸籍謄抄本（除かれた戸籍を含む）
 - ④戸籍の附票の写し（除かれた戸籍を含む） ⑤戸籍記載事項証明書（除かれた戸籍を含む）
 - ◆通知記載事項
 - ①交付年月日 ②交付証明書の種別 ③交付通数 ④交付請求者の種別（「代理人」または「第三者」）
- ※個人情報保護のため、交付請求者の氏名や住所等を通知することはできません。

【問合せ】 住民課住民係 ☎492-9134



平成27年4月1日から軽自動車税の税率(年額)が変わります

平成26年度税制改正により、平成27年度から軽自動車税の税率が引き上げられます。

(1) 原動機付自転車及び二輪車等にかかる税率

原動機付自転車及び二輪車等の税率は平成27年度から次の税率になります。

車種区分		平成26年度まで	平成27年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
小型二輪	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他(フォークリフト等)	4,700円	5,900円



(2) 三輪及び四輪以上の軽自動車にかかる税率

三輪及び四輪以上の軽自動車のうち、平成27年4月1日以後に新車新規登録された車両から、次のとおり税率が引き上げられます。

なお、平成27年3月31日以前に新車新規登録された車両については、税率の変更はありません。

また、平成28年度からは、新車新規登録されてから13年を超える車両について、右欄(※)の税率が適用されます。(ただし、「燃料の種類」が電気・天然ガス等のもの及び被けん引車は除きます。)

車種区分		平成27年3月31日 以前の新規登録車(現行どおり)	平成27年4月1日 以後の新規登録車	新規登録されてから13年を超える車両 (平成28年度から) ※
三輪		3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円
		自家用	7,200円	10,800円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円
		自家用	4,000円	5,000円
				6,000円

問合せ 税務課資産税係 ☎492-9133

津波防災の日(11月5日)に

緊急地震速報の訓練を実施します!

内閣府(防災担当)と気象庁では、11月5日(水)午前10時00分頃に全国一斉の緊急地震速報による訓練を予定しています。これに合わせ、町でも全国瞬時警報システム(J-ALERT)の情報を、防災行政無線といなみ安心ネットを通じて住民の皆さんに伝達します。

緊急地震速報を見聞きしてから地震発生までは、ごくわずかの時間しかありません。この機会に机の下に入るなどの身を守る行動や、避難所や家族との連絡方法などの確認を行いましょ。

問合せ 危機管理課 ☎492-9168

環境講演会『ため池の環境とその保全』

ため池をはじめとする豊かな自然環境は私たちの暮らしにゆとりを与えるだけでなく、大気・水質の浄化機能を持ち、多様な生物の生息地となっています。今、そのため池はどうなっているのでしょうか?また、ため池の環境を守っていくために私たちは何ができるのでしょうか?

このたび「ため池の環境とその保全」と題し、環境講演会を開催します。また、募集しました『緑のカーテンコンテスト』入賞者の表彰式も行いますので、ぜひご参加ください。申し込みは不要です。

と き 10月18日(土)
9：30～ 受付
10：00～10：15 緑のカーテンコンテスト表彰
10：15～11：45 講演会

ところ 稲美町役場4階コミュニティセンターホール
演 題 「ため池の環境とその保全」
講 師 姫路市立手柄山温室植物園 副園長 松本 修二氏
主 催 いなみ環境会議、生活環境課
問合せ 生活環境課 ☎492-9140



法人住民税の法人税割税率が変わります

平成26年度税制改正により、法人住民税の法人税割の一部が国税化され、その税込額が地方交付税の原資とされることとなりました。

このことに伴い、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から法人住民税の法人税割の税率を引き下げます。

平成26年9月30日までに開始した事業年度の法人税割 14.2%
平成26年10月1日以後に開始する事業年度の法人税割 11.6%

※今回の税制改正に伴い、平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額について、法人税割は前年度の法人税割額の4.7/12(通常は6/12)となります。

問合せ 税務課住民税係 ☎492-9132

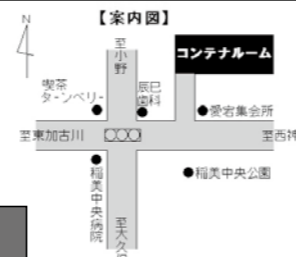
国岡愛宕に大型3畳コンテナルーム完成 募集中!

新築・リフォーム時の大型家財品の収納保管に最適!

レンタル料 月々15,000円!(税込み均一料金)

- ◆ 預かり荷物は出し入れOK
- ◆ 敷金・管理費なしでお手軽決済
- ◆ コンテナ内は断熱材で外気温±5℃

☎079-492-3424 お問合せは 検索 中嶋パートナーズ



あなたも太陽光発電所のオーナーになりませんか。



- ◆ 20年間安定収入が見込めます。(年利10%超の予想利回り)
- 太陽光発電からの電力(10kW以上)は、「産業用」として再生可能エネルギーの固定価格買取制度が適用され、全量を売電することができます。 ※農地(除外地)も自用に限り転用可能です。
- ◆ 20年間固定で34.56円/kWh(税込26年度買取価格)

お問合せは 低圧型太陽光発電の町内コンサル実績 No.1 中嶋パートナーズ
☎079-492-3424 代表 行政書士 中嶋 修市

